

FASB の新しい信用損失基準 に関する追加のよくある質問 集 (FAQ)

目次:

信用が悪化した状態で購入した 金融資産 (PCD 資産) への CECL モデルの適用	2
範囲	2
移行	4
測定方法	5
利息の認識	6
不良債権のリストラクチャリング (TDR) への CECL モデルの適 用	6
識別	6
測定方法	7
実務上の便法	8

要点

会計基準アップデート (ASU) 2016-13「金融商品—信用損失」は、米国証券取引委員会 (SEC) ファイリング企業の定義を満たす 12 月決算の公開事業会社 (public business entities : PBE) について、2020 年 1 月 1 日に発効します。この基準の公表以降、多くの適用上の論点が提起されてきました。その論点は、信用損失に関する移行リソース・グループ (TRG)、米国財務会計基準審議会 (FASB) 会議、米国公認会計士協会 (AICPA) の業種別専門会議、FASB スタッフの Q&A 集、SEC スタッフのスピーチその他を含むさまざまなフォーラムで議論されてきました。

本 In depth は、信用損失ガイダンスの適用に関するよくある質問を取り上げるシリーズの 2 回目です。本 In depth における質問および回答は、信用悪化が生じた状態で購入した金融資産 (PCD 資産) および不良債権のリストラクチャリング (TDR) への会計基準コード化体系 (ASC) 326 の適用を支援することを目的としています。

PwC の [In depth US2019-02「FASB の新しい信用損失基準に関する FAQ 集」](#) も併せてご参照ください。

ASU2016-13「金融商品—信用損失 (Topic 326)」は、現在予想信用損失の見積りに基づいて、特定の金融商品の信用損失を認識するための新しい会計モデルを導入しています。現在予想信用損失 (CECL: current expected credit loss) モデルは、償却原価で測定される金融資産 (満期保有の負債証券を含む)、正味リース投資、特定のオフ・バランスの信用エクスポージャーなど、幅広い金融商品に適用されます。売却可能 (AFS) の負債証券は CECL の対象外ですが、ASU2016-13 は AFS の減損モデルにいくつかの特筆すべき変更を加えました。新しいガイダンスの広範な適用範囲を考慮すると、金融サービス会社と一般事業会社の両方が影響を受けることになります。

ASC326 は、SEC ファイリング企業に該当する公開事業会社 (PBE) については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に適用されます。その他の PBE には、1 年の猶予があります。PBE 以外 (特定の非営利事業体および従業員給付制度を含む) には、2 年の猶予があります。当基準の早期適用は、すべての企業について、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間から認められています。

信用悪化が生じた状態で購入した金融資産(PCD資産)へのCECLモデルの適用

信用悪化が生じた状態で購入した金融資産(PCD資産:purchased financial assets with credit deterioration)とは、購入した時点で、組成後の僅少とはいえない信用度の悪化が生じている個々の金融資産または資産グループのことをいいます。PCD資産は、貸付金、負債証券または受益権の場合もあります。一部の受益権は、PCD資産の定義を満たす場合または当初認識日において期待キャッシュ・フローと契約上のキャッシュ・フローとの間に重要な差異がある場合には、PCD資産モデルの対象となります。

ASC326は、PCD資産の貸倒引当金の見積額を当初認識するにあたって、金融資産の取得時の償却原価ベースの増加(すなわち、貸借対照表上のグロスアップ)を通じて認識することを要求しています。対照的に、PCDモデルで会計処理されない資産の貸倒引当金の見積額の当初認識は、当期の損益に計上されます。その後、PCD資産は、該当するCECLモデルまたはAFS負債証券の減損モデルに従って会計処理され、引当金に対するすべての修正は当期の損益を通じて認識されます。

PCD資産に関する移行ガイダンスは将来に向かって適用されます。ASU2016-13の適用時に、企業は、既存の貸付金が取得時点でPCD資産の定義を満たしていたかどうかを判断するためその分類を「再評価」することはできません。従来ASC310-30に従い、取得した信用減損(PCI:purchased-credit impaired)資産として会計処理していた資産(ASC310-30を類推適用して会計処理していた資産を含む)は、移行時にPCD資産として会計処理します。

移行時において、従来PCIとして会計処理されていた金融商品は、資産の償却原価ベースを増加し、また貸倒引当金の修正がある場合は当該引当金の修正が計上されます。引当金の修正をもたらす要因の1つは、これまで「計上できない利息(non-accretable yield)」とみなされていた金額を認識することによるものです。結果として生じる信用以外のディスカウント(noncredit discount)は、その後利息法を用いて金利収益に計上されます。PCD金融商品の実効金利は、新ガイダンスの適用時に償却原価ベースを修正した後決定されなければなりません。

範囲

Q 1-1: ASC326-20(CECLモデル)およびASC326-30(AFS減損モデル)の範囲に含まれる資産をPCDに分類する要求事項は、従来ASC310-30のガイダンスに基づいて資産をPCIに分類する要求事項と異なりますか。

A 1-1: はい、異なります。PCIガイダンスは、貸付金および有価証券の購入時において、組成以降に信用度が悪化した証拠があり、契約上のキャッシュ・フローのすべては回収できない可能性が高い場合に適用されていました。新しいPCDガイダンスには、回収に関する蓋然性の閾値が含まれていません。PCDガイダンスは、資産をPCDに分類するためには、組成以降に資産の信用度の僅少とはいえない程度の悪化があることのみを要求しています。FASBは、ASU2016-13の結論の根拠の中で、PCDの定義は、PCIとみなされていたであろう資産よりも多くの資産に当てはまることが予想されることを認めました。

Q 1-2: 企業は、額面に対するディスカウントで取得したすべての貸付金をPCD資産として会計処理することができますか。

A 1-2: いいえ。企業は、ディスカウントで取得したすべての金融資産を自動的にPCD資産とみなすことはできません。企業は、取得した金融資産がPCD資産の定義を満たしている

かどうか(すなわち、組成以降に信用度が僅少といえない程度に悪化しているかどうか)、あるいは、一部の受益権の場合には契約上のキャッシュ・フローと見積キャッシュ・フローとの間に重要な差異があるかどうかを判断する必要があります。ディスカウントでの金融資産の購入は、資産がPCDかどうかを決定する際に考慮すべき1つの要素ですが、決定要因ではありません。

企業はしばしば、借手から契約上支払われる金額よりも低い金額で、貸付金、負債証券およびその他の金融商品を購入します。しかし、ディスカウントで取得したすべての金融資産が、組成以降に信用リスクが僅少といえない程度に増大していることを原因とするわけではありません。貸付金のディスカウントでの取得は、組成以降の金利、期限前償還の見積り、信用スプレッドまたはその他の市場要因の変化を原因とする場合もあります。

Q 1-3: リボルビング信用契約で引き出された金額は、PCDガイダンスの範囲に含まれますか。

A 1-3: はい、含まれます。新しい信用損失基準の下でのPCD資産に関するガイダンスは、ASC310-30のPCIモデルよりも範囲が広がっています。PCD資産のガイダンスは、PCD資産の定義を満たし、CECLモデル(すなわち償却原価で会計処理される金融商品)またはAFS負債証券の減損モデルのいずれかの範囲に含まれるすべての金融商品に適用されます。このガイダンスは、金融資産が個別に取得された場合、資産プールの取得の一部として取得された場合、または企業結合において取得された場合に適用しなければなりません。

このため、PCD資産のガイダンスは、リボルビング信用契約(例えば、クレジット・カード、住宅担保ローン)に基づき引き出された貸付金を取得した場合で、取得日現在において、組成以降に信用度が僅少とはいえない程度に悪化しているときに適用されます。ASC310-30と異なり、借手がなおリボルビングの特権を有している場合でも、リボルビング信用枠についてPCDモデルからの適用除外はありません。

Q 1-4: 借手に借入の権利を与えるが義務は与えない未融資のコミットメント(例えば、未融資の信用枠)を取得した場合、PCDモデルの範囲に含まれますか。

A 1-4: いいえ、含まれません。PCD資産は、取得日現在において、組成以降に信用度が僅少とはいえない程度に悪化している取得した金融資産と定義されています。したがって、PCDモデルの範囲に含まれるためには、金融資産が存在しなければなりません。

借手に借り入れる権利を与えるが義務ではない未融資のコミットメントは、金融資産の定義を満たしません。未融資のコミットメントとは、借手の要請に応じて信用を供与する貸手の義務です。これらの契約において貸手は、現金その他の金融資産を受け取る権利、または他の金融商品と交換する権利を有していません。借手がその権利を行使する場合に貸手は義務を負います。

しかし、企業は、依然として、ASC326-20のCECLモデルに基づくオフ・バランスの信用エクスポージャーに関連するガイダンスを検討しなければなりません。このガイダンスは、企業に対し、コミットメントが発行者によって無条件で解約可能でない限り、オフ・バランスのローン・コミットメントの予想信用損失を見積もることを要求しています。

Q 1-5: 企業は、取得したプールに含まれる各金融資産をPCDに分類すべきかどうかを決定するために、資産を個別に評価することが要求されますか。

A 1-5: いいえ、要求されません。PCD資産とは、取得時に、組成以降に信用度が僅少とはいえない程度に悪化している、取得した個々の金融資産または取得した類似のリスク特性を有する金融資産プールと定義されます。プールに含まれるすべての資産は、類似したリスク特性を有していなければなりません。したがって、プールがPCDであるという決定にあたり、重要な個々の資産でそれ自体はPCDの要件を満たさないであろうものを把握することは期待されないでしょう。さらに、FASBは、ASU2016-13の「結論の背景」の中で、資産が組成以降に信用度が僅少とはいえない程度に悪化しているかどうかを決定するために、取得したプールの各資産の個別評価を企業に期待することは、実務上、非現実的である可能性があるため、プール・レベルでの評価を認めていると述べています。そ

のため、プール・レベルで評価を行う場合、企業は、プールの中の各個別資産が組成以降に信用度が僅少とはいえない程度に悪化していることを立証することは求められていません。

PCDの評価はプール・レベルで行うことができますが、PCD資産のプールの取得から生じる償却原価ベースの修正および貸倒引当金は、プールに含まれる個々の資産に配分しなければなりません。

Q 1-6: 変動持分事業体(VIE)の連結に際して、企業は、連結の結果認識された金融資産がPCDIに分類される要件を満たすかどうかを検討する必要がありますか。

A 1-6: はい、検討する必要があります。企業がVIEの主たる受益者となった場合、VIEの資産はVIEの連結時に、企業の連結財務諸表に認識されます。そのため、連結時点で、企業は、ASC326の範囲に含まれる金融資産がPCDの要件を満たしているかどうかを決定しなければなりません。

ただし、企業がVIEへの金融資産の譲渡人であり、この譲渡が売上として認識されていない場合、VIEの連結は、連結時点で当該金融資産の当初認識をもたらしません。金融資産の譲渡が売上の要件を満たさない場合、当該金融資産は、企業の財務諸表に引き続き認識されているためです。したがって、企業は、VIEの連結の結果として、PCDの要件を適用することは認められないでしょう。

Q 1-7: 企業が過去にASC326の範囲に含まれる金融資産を他の企業に譲渡し、この譲渡がASC860の下で売上として会計処理されていたとします。ある事象の発生により、譲渡人が資産に対する実質的な支配を再び取得し、当該資産を公正価値で「再認識」する場合、企業は当該資産がPCDの要件を満たしているかどうかを評価する必要がありますか。

A 1-7: はい、必要があります。ASC860-20-25-8およびASC860-20-25-9のガイダンスは、このシナリオを想定しており、企業に対して、あたかも資産を譲受人から購入したかのように当該資産の再認識を会計処理するよう要求しています。これには、PCDの会計処理の評価が含まれます。

移行

Q 1-8: 企業は、ASU2016-13の適用時に、過去のPCIプールを維持することが認められていますか。認められている場合、企業は、適用後もPCDプールの完全性を維持することが要求されていますか。

A 1-8: この論点は、2017年6月の信用損失に関する移行リソース・グループ(TRG)会議で議論されました。

移行ガイダンスは、ASC310-30に基づいてPCIとして会計処理されている資産(当該ガイダンスを類推適用した資産を含む)を、新基準の下でPCD資産として会計処理することを要求しています。ASU2016-13の前のガイダンスであるASC310-30は、一定の要件を満たす場合、企業がPCI資産をプールで会計処理して、当該プールを、その後の減損の測定および金利収益の認識のための会計単位とみなすことを認めていました。ASC310-30は、プールを存続期間にわたり単一の会計単位として維持すること、およびプールを単一の会計単位として扱うことの会計上の影響に関するガイダンスを提供していました。このガイダンスは、新しい減損基準によって廃止されました。新しいガイダンスでは、貸付金のプール(PCDとみなされる資産を含む)を、「分割」できない単一の会計単位として処理することは認められず、代わりに、企業が報告日において類似のリスク特性に基づいて資産をプールすることを要求しています。これは、個々の金融商品のリスク特性が変化するため、プールの構成は時間とともに変化する可能性があることを意味します。

FASBスタッフは、報告企業が新基準の適用時およびその後も継続して、既存のPCIプールを維持する選択が可能であることを明確化しました。そのため、適用時に存在するPCIプールについて、報告企業は、以下の会計方針のうちの1つを選択することができます。

- ASU2016-13の適用時に、既存のPCIプールを分解し、個々の貸付金に基づいて「PCDのグロスアップ」を計算する。適用後、貸倒引当金を見積る目的のために、企業は、新ガイダンスに従い各報告日において類似するリスク特性に基づき資産をプールすることが要求される。
- ASU2016-13の適用時に、当初の貸倒見積額（「PCDのグロスアップ」）を計算する目的のためにのみ、既存のPCIプールを維持する。「PCDのグロスアップ」は、その後、個々の貸付金に配分する。これらの貸付金は、新ガイダンスに従って将来に向かって会計処理される。新ガイダンスは、貸倒引当金の見積りのために、各報告日において類似するリスク特性に基づき資産をプールすることを企業に要求している。
- 移行後も、既存のPCIプールを単一の会計単位として維持する。企業は、既存のPCIプールに基づいて、当初の信用損失見積額（PCDのグロスアップ）を計算し、さらに各報告期間末における貸倒引当金を見積もる。FASBのスタッフは、PCIプールを維持する場合、報告企業は、プールの会計単位に関連するASC310-30-15-6、ASC310-30-35-15およびASC310-30-40-1からASC310-30-40-2を適用しなければならない、と述べている。

企業は、既存のPCI貸付金の会計システムを引き続きどの程度活用できるかを含め、移行後に既存のPCIプールを維持することのコストと便益を評価する必要があります。新ガイダンスは、PCD資産の会計処理を現在のPCI資産のモデルよりも簡素化することを目的としており、PCD資産とその他の資産の事後的な会計処理の差異を大幅に削減しています。

ASC310-30の下でPCIとして会計処理されていなかった既存の貸付金は、新基準の下ではPCDとみなされません。そのためそのような貸付金は、PCD以外の金融商品に関連する移行規定に従わなければなりません。

測定方法

Q 1-9: 貸付金をディスカウントで取得した場合で、「PCDのグロスアップ」の結果、企業は、取得日に、PCD資産をプレミアムで計上することになる場合がありますか。

A 1-9: はい、あります。ASC326-20-30-13のガイダンスは、「信用悪化が生じた状態で取得した金融資産のプールについて、取得の結果生じた信用以外のディスカウントまたはプレミアムを、個々の資産に配分しなければならない」（斜体による強調を追加）と述べており、償却原価ベースの修正により取得した貸付金をプレミアムで計上するシナリオを想定しています。

Q 1-10: PCDとみなされる貸付金の信用損失の当初見積りを、割引前キャッシュ・フロー法を用いて計算する場合、企業は、PCD資産の未払元本残高（UPB: unpaid principal balance）を用いて計算すべきですか、それとも償却原価ベース（「PCDのグロスアップ」前の金額）を用いて計算すべきでしょうか。また、初日に「PCDのグロスアップ」を行ったその後の引当金算定における検討事項はありますか。

A 1-10: 企業がASC326-20の下で割引前キャッシュ・フロー法を使用する場合、PCD資産の当初貸倒引当金は、資産のUPBに基づいて算定すべきであり、償却原価ベースを用いるべきではありません。算定された当初貸倒引当金は、資産の当初の償却原価ベース（例えば、購入価格）に加算されます。この処理は、ASC326-20-30-14のガイダンスで要求されており、資産の償却原価ベースの回収可能性に基づいて引当金が算定される循環計算の可能性を回避するために必要ですが、PCDのグロスアップを通じて償却原価ベースにも影響を与えます。

その後、引当金を測定する場合、ASC326-20-35-1は、引当金を決定するために用いる方法は一般に、各期を通じて首尾一貫して適用すべきであると述べています。したがって、割引前キャッシュ・フロー法を使用する場合、PCD資産の引当金は、首尾一貫してUPBに基づくべきであり、資産の償却原価ベースに基づくべきではありません。

利息の認識

Q 1-11:PCD資産とPCD以外の資産では、利息認識のガイダンスは同じですか。

A 1-11: ASC310-30に存在したPCI資産についての信用損失および利息認識のガイダンスは、ASU2016-13に置き換えられています。

PCDモデルは、資産の償却原価ベースの増加を通じて信用損失に対する当初引当金を設定する際に、「グロスアップ」を要求します。このグロスアップの背景にある理論は、信用に起因する購入価格のディスカウントは、償却原価ベースの修正を通じて消去され、その結果、残りのディスカウントは信用リスク以外の要因に関連する、というものです。残りのディスカウントは信用に関係していないため、ASC310-10のモデルに従って金利収益を計上することができます。

ただし、ASC310-10は、PCD資産に特有の金利認識のガイダンスの特定部分を明確にするため、ASU2016-13により修正されています。

ASC310-10-35-53Bは、信用に関連しないディスカウントまたはプレミアムのみが金利収益に加算または償却されることが認められることを明確にしています。上述の通り、信用に関連するディスカウントは、信用損失の当初見積り時の償却原価ベースの修正を通じて、実質的に消去されます。

ASC310-10-35-53Cは、PCD貸付金の利息不計上のガイダンスを提供しており、企業が「回収されると見込まれる金額についての合理的な見込み」を有していない場合には、PCD資産は利息不計上の状態となることが示されています。PCDの利息不計上のガイダンスは、ASC310-30のPCIの利息不計上のガイダンスを引き継いでいます。PCD以外の資産については、利息不計上の方針に関する具体的なガイダンスはありません。その結果、PCD資産の利息不計上のガイダンスは、PCD以外の資産の利息不計上のガイダンスとは異なります。

不良債権のリストラクチャリングへのCECLモデルの適用

不良債権のリストラクチャリング(TDR)とは、債務者が財政困難に陥っているために、そうでなければ考慮されなかったであろう譲歩を債権者が債務者に与える、債務の再編のことです。譲歩の例には、貸付金の金利変更、元本減免、元本または利息の支払期限の延期(権利行使の据置き(forbearance)と呼ばれる)などがあります。TDRは、新規の貸付金の組成ではなく、既存の貸付金の条件変更とみなされます。ASC326-20では、企業が借手に対してTDRを実施することが報告日時点で合理的に見込まれる場合、信用損失の見積りにおいてTDRの影響を考慮することが求められます。

識別

Q 2-1:企業は、合理的に見込まれるTDRを、個々の資産またはポートフォリオのどちらかに基づいて識別することを要求されていますか。

A 2-1:企業は、合理的に見込まれるTDRを個々の資産で識別することが要求されています。2017年9月6日のFASB会議において、FASBは、企業のTDRの識別は、個々の貸付金レベルで合理的に見込まれる場合に行うべきであると結論付けました。識別された場合、TDRの影響(損失軽減の便益、譲歩に関連する経済的損失および延長期間における追加的な信用エクスポージャーを含む)を、予想信用損失の見積りに計上しなければなりません。

Q 2-2:特定の金融資産は、どの時点でTDRが合理的に見込まれるとみなされますか。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

A 2-2:企業が、特定の資産について、TDRの実行を合理的に見込むタイミングの決定には、判断が必要です。PwCの見解として、企業がTDRの実行を合理的に見込むタイミングは、財政難の借手からの回収を最大化する取り組みにおいて条件変更が最善の策であると判断するときより遅くなることはないと考えています。

企業は、財政難の借手に関して整備している、信用リスクの管理方針および貸付金の条件変更プログラムを考慮しなければなりません。企業は、債権管理システムの情報を活用しながら、滞納、貸付金担保価値比率(LTV)、その他の指標などの要素を組み合わせ、TDRの実行が合理的に見込まれる借手を識別できる可能性があります。

測定方法

Q 2-3:合理的に見込まれ、実行されたTDRの予想信用損失を見積る場合、企業は特定の譲歩を反映するためにDCF法を用いることを要求されていますか。

A 2-3:場合によります。この論点は、2017年6月のTRG会議で議論されました。TDRを通じて付与される譲歩は、企業の予想信用損失の見積りにおいて反映しなければなりません。ASC326-20は、予想信用損失をどのように測定するかについて柔軟性を提供していますが、譲歩の影響をDCF法でしか測定できない場合にはDCF法を使用しなければなりません。これは、金利の譲歩や期間延長の場合に該当する可能性があります。これらの譲歩の経済的影響は、その一部が貨幣の時間価値によってもたらされるからです。

Q 2-4:企業は、合理的に見込まれ実行されたTDRに関する予想信用損失を個別に測定することを要求されていますか。

A 2-4:いいえ。合理的に見込まれるTDRの識別は、個々の資産ごとに行うことが要求されますが、予想信用損失の測定は、他の資産とリスク特性を共有しているか否かを含む資産の事実および状況に応じて、プールまたは個別資産のいずれのベースで行われる場合もあります。さらに、TDRが合理的に見込まれ実行された貸付金は、類似のリスク特性を有する場合には、TDRの経験がなく経験することも予想されない貸付金とプール(グループ化)することができます。

Q 2-5:リストラクチャリングがTDRであるか否かを判断するために、PCD資産に譲歩が付与されたか否かを評価する場合、貸手は、譲歩が契約上のキャッシュ・フローに基づいて付与されたか、期待キャッシュ・フローに基づいて付与されたかを評価する必要がありますか。

A 2-5:貸手は、PCD資産以外の資産と同様、譲歩がPCD資産に付与されたかどうかの評価を、契約上の条件およびキャッシュ・フローに基づいて行わなければなりません。ASC310-40-15-13は、貸付金の条件変更の結果、債権者が当初の契約金利で発生した利息を含む未払金額のすべての回収は見込めない場合に、債権者は譲歩を付与している、と述べています。

Q 2-6:予想信用損失の見積りを決定する際に、過去の損失情報が過去のTDR活動を考慮している場合、企業は、その情報を修正する必要がありますか。

A 2-6:場合によります。企業は、TDRの影響を除去するために過去の損失の経験を修正することは要求されていません。しかし、過去の損失軽減活動が、将来企業が行うと見込んでいる活動を表さないと企業が予想する場合はこの限りではありません。

2017年9月6日のFASB会議において、FASBは、企業が過去のデータをどのように保持しているかによって、TDRの一定の影響はすでに企業の過去の損失率に含まれている可能性がある(例えば、損失軽減の便益が過去の損失率を低下させる形で反映されている)一方、その他の影響(例えば、金利の譲歩に関連する経済損失)は含まれていない可能性があることを認識しました。

企業の過去の損失データに組み入れられているTDRの影響以外の、追加的なTDRの影響は、TDRの合理的な見込みが個々の金融商品について識別された時点で認識される

べきです。合理的に見込まれるTDRが識別された場合、企業は、予想信用損失の見積りにまだ反映されていない影響を検討しなければなりません。

企業は、将来の損失軽減の活動が過去の活動と異なると予想する場合、損失の見積りに適切な修正を行うことを検討しなければなりません。例えば、企業が過去に財政難の借手に提供していた特定のTDRプログラムを中止した場合には、これを考慮する必要がありますでしょう。

実務上の便法

Q 2-7: 企業が、担保付貸付金の金利の譲歩を伴うTDRを実行することを合理的に見込んでいます。貸付金は、予想信用損失の測定における、担保に依存する実務上の便法の要件を満たしており、企業は当該便法を適用することを選択しています。この場合、企業は、予想信用損失を見積もる際に予想されている金利の譲歩を反映させるため、担保の公正価値を修正すべきですか。

A 2-7: いいえ、修正すべきではありません。企業が実務上の便法を選択する場合、ASC326-20-35-5は、信用損失の見積りを、貸借対照表日現在の担保の公正価値（売却費用がある場合は控除後）と資産の償却原価ベースとの差額に基づいて行うことを要求しています。合理的に見込まれる、または実行されたTDRに関連するであろう譲歩の経済的影響は、実務上の便法に基づいて算定される引当金に追加すべきではありません。これは、資産の公正価値が予想信用損失の決定に使用されるためです。この実務上の便法の適用に関する詳細な情報については、PwCの[In depth US2019-02](#)をご参照ください。

Q 2-8: ある企業が、過去に、金利の譲歩によるTDRで貸付金のリストラチャリングを行っており、現在、差押えの可能性が高くなったと結論づけているとします。予想信用損失を見積もる際に、企業は、金利の譲歩の経済的影響を反映させるため担保の公正価値を修正すべきですか。

A 2-8: いいえ、修正すべきではありません。担保付資産の差押えの可能性が高い場合、ASC326-20-35-4は、信用損失の見積りを、貸借対照表日現在の担保の公正価値（売却費用がある場合は控除後）と当該資産の償却原価ベースとの差額に基づいて行うことを要求しています。実行されたTDRに関連するであろう譲歩の経済的影響は、資産の公正価値に基づいて計算される引当金に追加すべきではありません。この担保に依存する金融資産の要求事項の適用に関する詳細な情報については、PwCの[In depth US2019-02](#)をご参照ください。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.